

第4章 全体構想



1. 土地利用の方針
2. 都市施設等の整備の方針
3. 都市環境の形成・保全等の方針

1. 土地利用の方針

(1) 土地利用の方針

① 基本的な考え方

自然環境の保全を図りつつ、コンパクトで効率的な市街地の形成を進めるため、都市的土地利用を図る市街地ゾーン、集落と農地や自然の共存を図る田園集落・農用地ゾーン、水辺環境を保全する水辺環境保全ゾーンの3つのゾーンに分け、計画的な土地利用の誘導を図ります。

② 土地利用の方針

②-1 市街地ゾーン

ア) 複合住宅地域

- ・複合住宅地域は、国道17号沿道、神保原駅北地区及び神保原駅南土地区画整理事業周辺区域を位置づけ、既存の沿道型商業・サービス施設や商店街を活かすとともに、商業・業務機能等の立地を誘導し、居住機能と商業・業務機能とが調和して共存する快適な中心市街地を形成する土地利用の誘導を図ります。
- ・神保原駅周辺の市街地は、既存の都市機能や都市基盤を最大限に活用するとともに、「まちの顔」にふさわしい快適で賑わいのある市街地を形成します。

【沿道型複合住宅地】

- ・沿道型複合住宅地は、国道17号沿道を位置づけ、沿道型商業・サービス施設等の立地を誘導し、居住環境との調和に配慮した良好な街並みを形成します。

【商業型複合住宅地】

- ・商業型複合住宅地は、神保原駅北地区周辺を位置づけ、都市機能の集積・強化を図るとともに、国道17号から神保原駅までのアクセス性の向上、密集市街地の解消を図り、本町の玄関口に相応しい利便性の高い市街地の形成を目指します。
- ・建築物の用途混在や狭隘道路などによる居住環境に支障がみられる住宅地については、地区計画や建築協定の導入等により、ゆとりのある快適な市街地環境の形成に向けた整備・誘導を目指します。

イ) 一般住宅地域

- ・一般住宅地域は、複合住宅地域以外の住宅系市街地を位置づけ、買い物・医療・福祉・教育などの日常生活に必要なサービスを身近に享受することができるよう、地域の特性に応じた都市機能の適正な配置や土地利用の誘導を図ります。

【優良低層系住宅地】

- ・優良低層系住宅地は、田通土地区画整理事業区域及びその南側区域、七本木の地区計画指定区域及び土地利用形態が同様の周辺地域を位置づけ、戸建て住宅を主体とする低層住宅市街地の維持形成を図ります。

【環境形成型住宅地】

- ・環境形成型住宅地は、金久保及び七本木の住宅市街地を位置づけ、都市的土地利用の推進を図り、市街地としての機能充実に努めるとともに、周辺環境と調和した緑豊かな居住環境を有する住居系市街地を形成します。
- ・住宅と工場等の混在がみられる地区については、地区計画の導入等により、建築物の混在解消を目指します。また、生産環境の改善・強化を目指すため、新たな工業用地への移転集約化を検討します。

ウ) 産業地域

- ・産業地域は、工業系市街地を位置づけ、魅力ある就労環境の創出に向けて今後の産業動向を踏まえた土地利用の誘導を図り、機能充実に努めます。工業団地としての就業環境の質的向上と住宅と工業が混在する居住環境が調和した土地利用を目指します。

【環境調和型工業団地】

- ・市街地内の工業用地については、緑化の推進や環境整備を推進し、周辺住宅地との調和に配慮した緑豊かな工業地としての土地利用を図ります。

【環境形成型工業地】

- ・児玉工業団地における工業機能の増進を図るとともに、地区全体での緑化や環境整備を推進し、周辺の田園環境との調和に配慮した工業系市街地を形成します。

②-2 田園集落・農用地ゾーン**ア) 田園集落地域**

- ・田園集落地域は、既存の集落地を中心に農地や自然との共存を前提として、営農環境と居住環境が調和し、緑豊かな環境に囲まれた快適な田園集落地域の維持・形成を図ります。
- ・集落地等においては、公民館周辺等を中心に、地域コミュニティの活性化、生活利便性の向上に資する土地利用の誘導に向けて、農業振興に関する各種制度の活用等、地域の実情に応じた土地利用の誘導方策を検討します。
- ・農業振興施策と連携して、農業生産の基盤である優良農地の適切な保全や遊休農地の活用を図ります。

イ) 土地利用検討地域

- ・土地利用検討地域は、用途地域外で土地利用の転換が見込まれる地域において、秩序ある土地利用の誘導を検討します。

【上里スマートインターチェンジ周辺】

- ・上里スマートインターチェンジ周辺では、町民と訪問客との交流エリアを設け、地元産物の販売促進とイベントなどによる農業・観光振興を推進します。また、上里スマートインターチェンジにより関越自動車道と直結しているアクセス性を活かした工業系土地利用を図り、人・もの・仕事が充実した拠点的形成します。



〈上里スマートインターチェンジ周辺〉

【国道17号沿道】

- ・用途地域の指定のない区域ではあるものの、大規模商業施設や住宅が立地しており、用途地域が指定されている市街地と同等の土地利用形態を有していることから、土地利用や建築物等の適切な規制や誘導を図り、周辺環境との調和や景観保全を目指します。

【工業団地周辺】

- ・児玉工業団地については、工業需要に応じて用地拡大の可能性を検討します。
- ・大御堂地区については、工業系の土地利用の可能性について検討します。

【未活用の町有地等】

- ・活用されていない町有地等を地域振興に向けて有効活用する方策を検討します。

②-3 水辺環境保全ゾーン

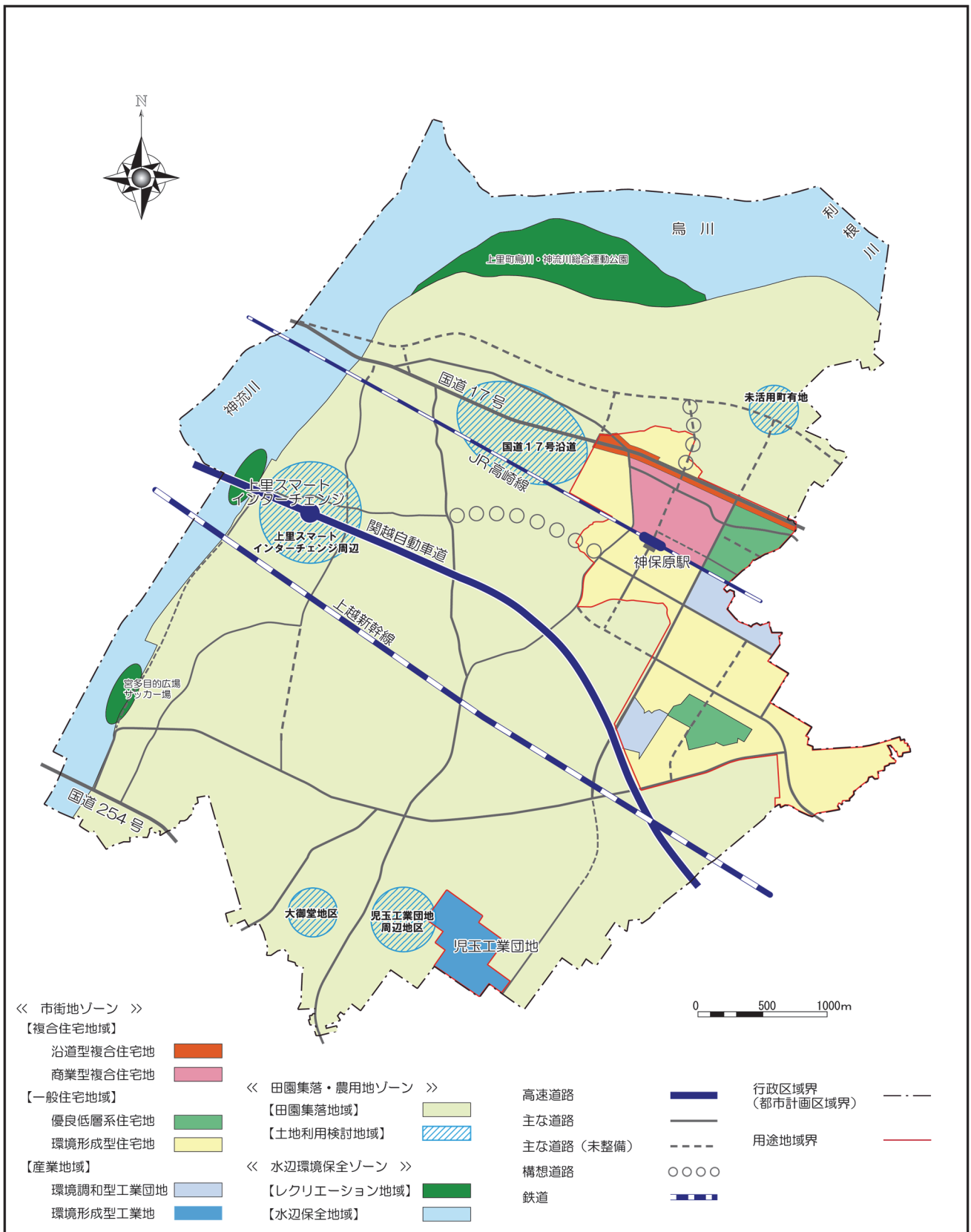
水辺環境保全ゾーンは、神流川や烏川・利根川の自然環境を保全するとともに、総合運動公園等としての活用を図ります。

ア) レクリエーション地域

- ・上里町烏川神流川総合運動公園及び宮多目的広場サッカー場周辺については、スポーツ施設としての利便性の向上と機能の充実を図ります。
- ・上里スマートインターチェンジの西側については、広域交流拠点である上里スマートインターチェンジ周辺と一体的な利用が図れるよう、レクリエーション拠点として整備を検討します。

イ) 水辺保全地域

- ・神流川や烏川・利根川における自然環境の保全を図ります。



※現在道路があるところでも、今後の拡幅などが予定されている場合は“未整備”として整理しています。

図表 16 土地利用方針図

2. 都市施設等の整備の方針

(1) 道路交通網の整備方針

① 基本的な考え方

道路整備においては、日常生活を支える生活道路の改善及び維持・管理を図るとともに、都市活動を支える道路網の充実に努めます。

また、子供や高齢者、身体障害者等へ配慮した、すべての人が安心・快適さを感じることができる道路整備を目指します。

公共交通については、利便性向上と自家用車等に頼ることなく誰もが快適に移動できる環境の整備に努めます。

② 整備方針

ア) 都市活動を支える道路網の構築

- ・本町の交通利便性をより高めていくためには、国道、主要地方道、一般県道などの幹線道路によるネットワークの形成が重要となることから、関係機関との調整を図ります。
- ・周辺市町や拠点間との連携、産業活動の支援、災害発生時の防災機能など都市活動を支える様々な機能の強化を図るため、幹線道路等の整備を促進し、交通利便性の高い道路網の構築を図ります。

【都市計画道路】

- ・都市計画道路については、今後の財政状況を踏まえ、整備された路線との連続性や交通の円滑化、産業活動の支援、防災機能などを総合的に検討し、必要に応じた道路整備を図ります。
- ・都市計画決定後、長期にわたって事業未着手となっている路線などは、交通需要や広域的な道路網のあり方などを踏まえ、都市計画道路の見直しを検討します。

【上里スマートインターチェンジ】

- ・上里スマートインターチェンジの利便性及びアクセス性の向上を図るため、リバーサイドロード及び藤木戸勝場線（町道 105 号線）の整備を進めるとともに、市街地からの新たなアクセス道路の整備を検討します。また、町外からの利用者が円滑に町内を移動できるよう、案内標識等の充実に努めます。

【国道 17 号バイパス（本庄道路）】

- ・国道 17 号における混雑及び渋滞の解消を図るため、国道 17 号バイパス（本庄道路）の早期完成を関係機関に要望します。

【その他国道及び主要地方道・一般県道等の幹線道路】

- ・国道 254 号、主要地方道上里鬼石線、藤岡本庄線、一般県道の勅使河原本庄線、児玉新町線などの道路については、狭隘区間の解消や時間帯による混雑解消などを図るため、整備・改良を関係機関に要望します。

- ・一般県道神保原停車場線については、国道17号から神保原駅へのアクセス性の向上を図るため、国道17号までの整備・改良を関係機関に要望します。

【主要な町道】

- ・国道17号バイパス（本庄道路）にアクセスする主要な町道については、交差点改良など走行性や安全性の向上を図るための検討を行います。
- ・国道17号バイパス（本庄道路）から中心拠点までのアクセス性を高めるため、町道整備を検討します。
- ・主要地方道藤岡本庄線から児玉工業団地方面とのアクセス性の向上を図るため、児玉工業団地アクセス道路（町道126号）の整備を進めます。
- ・神保原駅の東側からのアクセス性向上を図るとともに、道路の多重性の確保を図るための路線として、神保原駅北東通り線を計画に位置付けます。また、西側から神保原駅へのアクセス性向上について検討します。

イ) 生活道路網等の整備・改良

- ・市街地内や集落地内の生活道路については、地域住民のニーズや要望等を勘案しながら、行き止まり道路や狭隘道路の解消による歩行者の安全性や利便性の向上を目指し、計画的な整備・改良を図ります。
- ・生活道路においては、歩行者の安全性確保及び自動車運転者の人身事故防止のため、歩道と車道の分離及びガードレールの設置などを進めます。
- ・歩行者・自転車が安全に通行でき、さらに高齢者・身体障害者などが車イスや電動カートでも通行しやすくなるよう、道路のバリアフリー化（段差解消等）、老朽化した舗装の修繕などを行い、すべての利用者が安全・安心に通行できるよう整備・改良を進めます。

ウ) 道路及び道路構造物の継続的な維持・管理と長寿命化

- ・今後、更新時期を迎える道路や橋梁等の道路構造物については、安全性を確保するため、施設の長寿命化に向けた計画的な維持・管理、改修を進めます。
- ・国道及び県道については、適切な道路修繕・補修を関係機関に要望します。
- ・町道については、状況を把握した上で適切な修繕・補修を進めます。

エ) 公共交通の利便性の向上

- ・公共交通については、通勤・通学をはじめ、地域住民の足として一層の利便性の向上を目指します。

【鉄道利用環境の充実】

- ・JR高崎線の利便性の向上を図るために、神保原駅北口駅前広場の整備を進めるとともに、沿線市町との連携を図り、本数の増加や車両数の増加などJR東日本に要望します。
- ・神保原駅については、町の玄関口に相応しい魅力ある駅舎としての再整備を関係機関と調整を図りつつ検討します。また、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入等を図り、利便性の向上に努めます。

【コミュニティバスの充実】

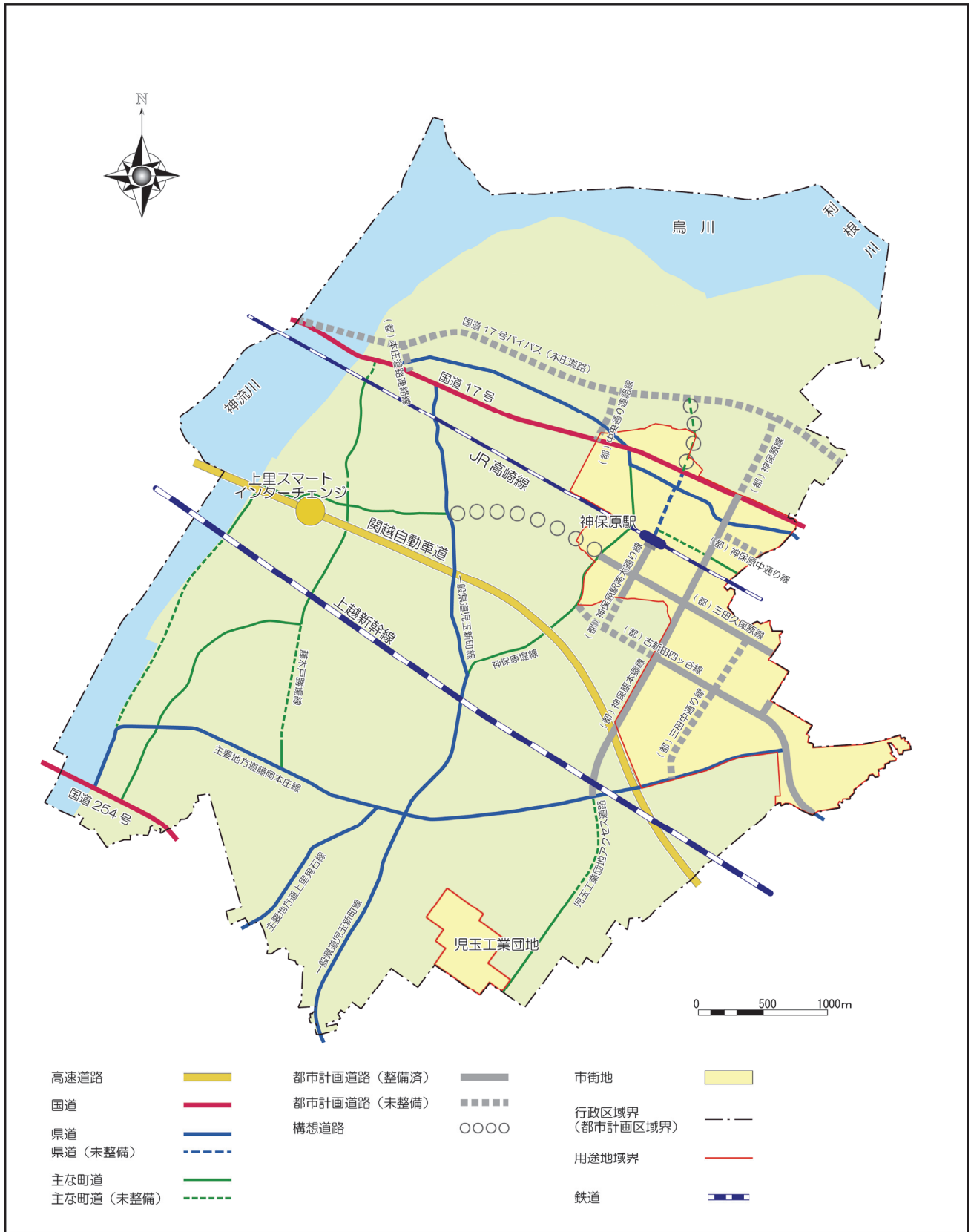
- ・上里町コミュニティバス「こむぎっち号」の安定運行に努めるとともに、経営動向を見ながら、路線及び便数などの改善・拡充を検討していきます。

【高速バス停留所の設置】

- ・都心・羽田空港・成田空港と高崎・長野・新潟方面を結ぶ、定期高速バスの上里サービスエリアへの停留所設置を関係機関に要望します。
- ・また、パークアンドライド方式による交通手段についても検討します。



〈こむぎっち号〉



※現在道路があるところでも、今後の拡幅などが予定されている場合は“未整備”として整理しています。

図表 17 道路交通網の方針図

(2) 公園・緑地の整備方針

① 基本的な考え方

町民の多様なニーズに応じた公園・緑地整備を図るとともに、公園を拠点として河川や農地、街路樹などによる緑のネットワークの形成を図ります。

また、緑豊かな都市空間を創出していくため、公共公益施設や教育施設などの公共空間、公園、広場等のオープンスペースの緑化を進めます。

② 整備方針

ア) 緑地に関する総合的な計画の策定

- ・緑地の主要な系統である自然環境、都市公園、都市防災、景観の創造の各観点からの整備方針や考え方、保全・活用のための担保性などをまとめた、緑地に関する総合的な計画を検討します。

イ) 交流の場となるレクリエーション拠点の整備

- ・上里スマートインターチェンジに近接する神流川の河川敷には、町民や来訪者のレクリエーション・交流の場としての水辺緑地の整備を、国や民間事業者などの関係機関と調整を図りながら検討します。
- ・上里町烏川・神流川総合運動公園及び宮多目的広場サッカー場については、本町のスポーツ・レクリエーションの拠点となる公園として、誰もが楽しむことができる環境の維持・更新を図ります。

ウ) 町民のニーズに対応した公園の整備

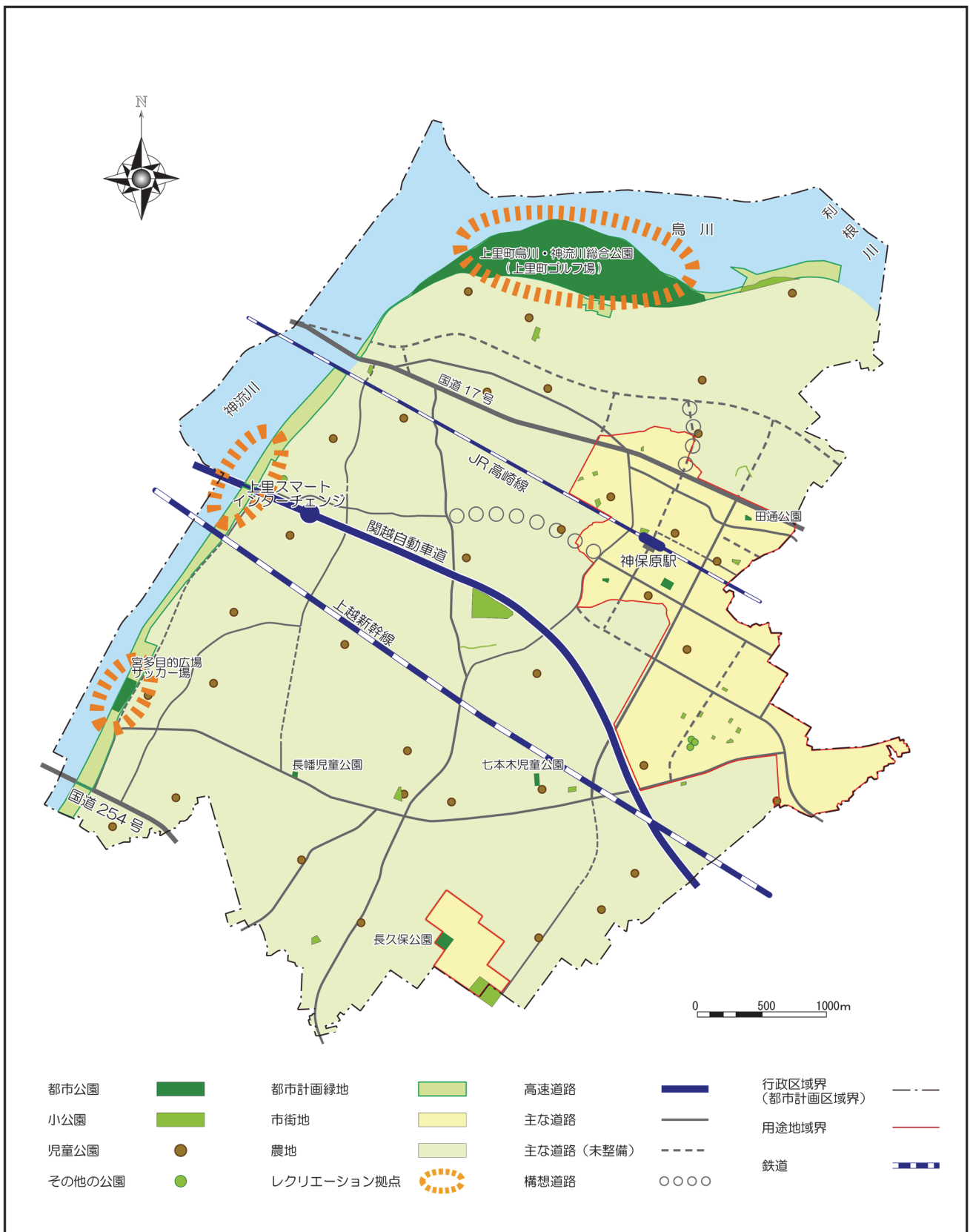
- ・都市公園については、子供の遊び場としての役割に限らず、高齢者等の健康増進にも対応できるようバリアフリーの概念を取り入れた整備や改修を進めます。
- ・上里町烏川・神流川総合運動公園は、緑の拠点として、利用者にやすらぎやリフレッシュを与える場所としての充実を図ります。
- ・小公園や児童公園等の身近な公園については、地域の協力の下、今後も適切な維持管理に努めます。また、地域の需要に応じて、適宜、指定見直しを検討します。

エ) 緑豊かな都市の形成

- ・市街地では、公共施設の緑化や街路樹等の維持・管理を行うとともに、町民・企業の主体的な活動による住宅地や事業用地の緑化を図ります
- ・旧街道（中山道）や神社等の地域資源の活用、幹線道路等への街路樹による緑化を進め、沿道に緑を創出します。
- ・町民や企業等とともに協働による緑化の推進を図るための体制づくりについて検討します。

オ) 河川の保全・活用

- ・一級河川の神流川や烏川・利根川については、緑地としての自然環境の保全とともに、自然災害に備えた安全性の確保を関係機関へ要望します。
- ・河川改修などにあたっては、自然環境・景観に配慮した多自然川づくりを推進します。



※現在道路があるところでも、今後の拡幅などが予定されている場合は“未整備”として整理しています。

図表 18 公園・緑地の方針図

(3) 下水道の整備方針

① 基本的な考え方

公共下水道事業の整備を推進することにより、公衆衛生の向上を図るとともに、良好な生活環境を実現し、美しい水環境の維持を目指します。下水道認可区域以外の区域については、農業集落排水や合併処理浄化槽による公共下水道だけに頼らない汚水処理を進めます。

② 整備方針

ア) 公共下水道

- ・公共下水道事業認可区域全体の早期事業完了を目指し、未整備区域の整備を図ります。また、流下能力の維持・改善に向けた適切な管理、整備を図ります。

イ) 農業集落排水及び合併処理浄化槽による汚水処理

- ・農業集落地域での生活環境の維持、水質保全及び環境保全を図るため、農業集落排水の維持・管理に努めます。
- ・公共下水道及び農業集落排水整備事業の対象外となっている区域については、し尿処理と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽の整備を図ります。

(4) その他都市施設等の整備方針

① 整備方針

ア) 計画的な水道施設の整備

- ・安全で安定した水の供給を確保するため、老朽化した施設の更新事業を進めます。
- ・災害時に対応するため、基幹施設の耐震整備事業を推進するとともに、近隣市町との応援体制の強化に努めます。

イ) コミュニティ施設の活用

- ・保健・福祉・医療施設、教育・文化施設、地域交流拠点施設等のコミュニティ施設については、町民が健康で健全な生活や活気のある都市的活動と文化を支える施設として、効果的な活用を図ります。また、すべての世代で利用しやすい施設としてバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの導入を進めます。
- ・施設の不足している地域や将来的に必要性が高まる地域においては、既存の公有財産の活用等による施設配置を検討します。
- ・各施設へのアクセス道路の整備や周辺環境の整備など、利便性の向上に努めます。

3. 都市環境の形成・保全等の方針

(1) 安全・安心な都市づくりの整備方針

① 基本的な考え方

誰もが安心して生活することができる災害に強い都市づくりを目指し、減災、防災、早期復旧等を念頭に、土地利用、都市基盤、市街地整備における各事業や施策を体系的に捉えながら、総合的かつ計画的に都市防災のための対策等を実施します。

② 整備方針

ア) 災害に強い体制づくり

- ・災害発生時は、地域コミュニティやボランティアの果たす役割が大きく、また、住民の防犯に対する意識の高まりなどから、より安全・安心で快適な環境づくりを進めるため、官民一体となって活動できる体制づくりを進めます。

イ) 水害対策の充実

- ・町内を流れる河川や水路等については、流下能力の維持・強化に向けた管理、改修整備を進めます。
- ・局地的な集中豪雨による河川の氾濫や浸水に備え、排水路や調整池の整備、雨水貯留施設の維持・管理に努め、保水・遊水機能の確保を図ります。
- ・河川や水路等への雨水流出を抑制するため、道路や駐車場などにおける透水性舗装の促進や宅地内における浸透柵の設置促進を図ります。

ウ) 地震対策の充実

- ・幹線道路の整備や防災拠点の機能強化、建物の耐震化や不燃化の促進などにより、地震に強い都市を形成し、町民が安全で安心して暮らせる生活環境の創出を図ります。
- ・耐震化が必要な建築物に対しては、耐震診断と耐震改修の普及・啓発に努めます。
- ・密集住宅地や狭隘道路の解消にあたっては、計画的に拡幅整備を進め、地区レベルでの防災性の強化・向上に努めます。

エ) 避難所・避難路における安全性の確保

- ・広場や公園等を利用し、避難地の確保・整備を図るとともに、避難地に通じる避難路の安全性の向上を図るために、十分な幅員の確保、狭隘道路の拡幅、避難路沿道の耐震不燃化や行き止まり道路の解消に努めます。
- ・地域防災計画に避難場所として定められている都市公園等については、災害応急対策に必要な施設整備を進めます。
- ・災害時における避難所などの防災拠点となる公共施設は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に準じて、耐震診断や必要な耐震補強工事により、施設の安全性の確保・向上を図ります。

オ) ライフラインの耐震性の強化

- ・関係機関の協力の下、電気、通信、ガス、水道、下水道などの供給施設（ライフライン）等の耐震性の強化を図ります。

(2) 景観形成の整備方針

① 基本的な考え方

本町は、神流川や烏川・利根川等の河川と田園が織りなす美しい自然的な景観を有する町となっています。また、中山道が通る町として長年にわたって受け継がれてきた歴史的資源も点在しており、これらの景観資源を保全・活用していきます。

② 整備方針

ア) 自然景観の保全

- ・農地や林、水辺空間などのうるおいある自然景観の保全に努めます。

イ) 農村景観の保全

- ・田園集落地は広がりのあるのどかな風景が形成されていることから、この特徴を失わないよう、風景を構成する落ち着いた住宅地や農地等の維持・保全に努めます。

ウ) 歴史的景観の保全

- ・神社・仏閣、史跡、歴史的建造物などの文化財については、上里に根ざした歴史的景観の保全を図ります。

エ) 周囲に配慮した景観形成

- ・周辺の景観に与える影響が大きい建築や開発、特殊な施設の設置にあたっては、景観形成のための適正な指導、助言に努めます。
- ・町民の協力を得ながら、違反広告物や周囲の景観にそぐわない看板・広告物の撤去、統一的なデザイン・色彩による看板・広告物の設置促進に努めます。

(3) 自然環境の保全等に関する方針

① 基本的な考え方

本町の豊かな自然を将来に残すため、地球環境への負荷の軽減が図られた人と自然が共生する都市づくりを進めます。

② 整備方針

ア) 生態系の保全

- ・貴重な生態系の維持に向け、町民の協力を得ながら、希少生物や在来種の保護、外来種の移入防止など、生物多様性の視点から必要な保全措置を図るとともに、動植物の生息地等の保全に努めます。

イ) 水環境の回復・創造

- ・生活排水の適切な浄化等を促進し、河川等の水質保全に努めるとともに、多自然川づくりにより、多様な生物が棲み、人にとっても魅力のある水環境の保全・回復・創造を図ります。

(4) 地球温暖化対策に関する方針

① 基本的な考え方

地球環境への負荷の軽減が図られた持続的発展可能な地球に優しいまちの形成を目指します。

② 整備方針

ア) 地球温暖化に関する啓発

- ・広報、パンフレット、環境家計簿等の配布や、学校教育、生涯学習等での地球温暖化に関する学習を通じ、温室効果ガスの排出の少ないライフスタイルの啓発を図ります。

イ) 地球温暖化対策実行計画の策定

- ・町が率先して温室効果ガス対策に取り組むため、地球温暖化対策実行計画を策定し、省エネルギー化を促進します。

ウ) その他温暖化抑制策の推進

- ・低炭素社会の実現に向けて、電気・水素・ハイブリッドカー等の環境配慮型自動車の普及促進、公共交通機関の利用促進、自転車利用の促進等を進めます。
- ・市街地内道路への緑化推進や農地の確保等により、温室効果ガスの吸収・固定を図るとともに、公共施設や商業施設などの屋上の緑化や、工場等の大規模施設の敷地における植樹を促進し、緑による温暖化防止に努めます。
- ・公共施設への再生可能エネルギーの導入を検討します。

